

令和元年12月10日招集

## 第7回若桜町議会定例会会議録

(令和元年12月13日)

若桜町議会事務局

## 令和元年第7回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和元年12月13日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後3時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番		7番	山本晴隆
	3番	青木一憲	8番	中尾理明
	4番	山根政彦	9番	前住孝行
	5番	山本安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	山本 伸一
	総 務 課 長	竹本 英樹	ふるさと創生課長	谷本 剛
	町民福祉課長	藤原 祐二	税 務 課 長	前田 弥生
	にぎわい創出課長	谷口 国彦	教 育 長	新川 哲也
	保健センター所長	山根 葉子	教育委員会次長	山口 由企夫
	包括支援センター 所長	寺西 満	出 納 室 長	上川 恭子

## 会議の顛末

本会議（12月13日）

### 議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

議案第88号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第88号 令和元年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第2

議案第89号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第89号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第3

議案第90号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第90号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

議案第91号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第91号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第92号 令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第92号 令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6

議案第93号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### 議員（中尾理明）

8番、中尾。

#### 議長（川上守）

8番、中尾理明議員。

#### 議員（中尾理明）

2点、質疑いたします。

第1点です。本条例の中に、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の規定がなされています。全員協議会で、町長は、フルタイムかパートタイムかの待遇については、本条例制定後に決めると説明されましたが、そのとおりでしょうか。

第2点、以前はどうなされていたか詳細は知りませんが、本条例でフルタイム会計年度任用職員に対しては、町長が規則で定める職種に応じて、その者の属する職務の級における最高号給を支給の上限として適応するとされています。

今回の条例は、以前と比べ、どのような違いがあるのか、伺います。

#### 議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

条例制定につきましては、この条例の中では、パートタイム及びフルタイムに係る詳細な部分についての決めはしておりません。

これにつきましては、規則等で決めていくわけでございますけども、今あります職種について、それぞれをパートまたはフルタイムのどちらが良いのかということを鑑みながら、今後決めてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど、この条例によりまして、今とどう変わっていくのかというご質問でございましたけども、これにつきましても、今おられる方の既得権といいますか、それを守るというのではないんですけども、労働条件が悪くならない、また給与金額が年額で低くならないような制定をできるようにしてまいりたいというふうに、今思っておりますが、まだ詳細、種別にそういう分けはまだしておりませんので、そういうことは、ぜひ、今の質問等を参考にさせていただきながら、考えてまいりたいと思います。

#### 議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第93号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

議案第94号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第94号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8

議案第95号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第95号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第96号 若桜町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第96号 若桜町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第97号 若桜町法定外公共物管理条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第97号 若桜町法定外公共物管理条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第98号 若桜町道路占用料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第98号 若桜町道路占用料徴収条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第99号 若桜町簡易水道事業給水条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第99号 若桜町簡易水道事業給水条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第100号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第100号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第101号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第101号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(追加日程配布)

議長(川上守)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただ今、矢部町長から議案第102号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として

議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第102号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

追加日程第1

議案第102号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第102号 若桜町教育委員会の委員の任命について、でございますが、次の者を若桜町教育委員会の委員に任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地。  
氏名 武田 恭二、昭和〇〇年〇〇月〇〇日  
生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第102号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15

議員提出議案第9号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

### 議員（山根政彦）

議員提出議案第9号 若桜町議会委員会条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。令和元年12月13日提出。

提出者、若桜町議会議員 山根政彦。賛成者、若桜町議会議員 青木一憲、同じく前住孝行、同じく山本晴隆、同じく梶原明、同じく山本安雄、同じく中尾理明、同じく川上守、同じく小林誠。

若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、でございますが、これは、議会の常任委員会を一つの常任委員会とするため、委員の選任等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

概要としましては、別添の表、改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正するものでございます。

第1条関係ですが、委員の選任は、会期の始めに議会において選任する。定数は10名。

常任委員会の名称は、総務産業教育民生常任委員会。

所管は、総務課、ふるさと創生課、税務課、にぎわい創出課、町民福祉課、農林建設課、農業委員会及び教育委員会に関する事項のほ

か、町政全般に関する事項です。

第2条関係ですが、委員の選任は、議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとし、会期の始めに議会において選任する。

常任委員会の名称は、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会、いずれも定数5名です。

所管ですが、総務産業常任委員会は、総務課、ふるさと創生課、税務課、にぎわい創出課に関する事項及び他の委員会に属さない事項ですし、教育民生常任委員会は、町民福祉課、農林建設課、農業委員会、教育委員会に関する事項です。

施行日は、第1条については令和2年3月9日、第2条については令和4年3月9日です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第9号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業常任委員会、教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第7回若桜町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 3時22分 閉会